

【奨学金（貸与）の額】

種別	区分	金額
高等学校 (申請に応じて金額を決定)	国公立	17,000円(月額) または 30,000円(月額)
	私立	32,000円(月額)
高等専門学校	-	22,000円(月額)
短期大学・大学・大学院	国公立	37,000円(月額)
	私立	42,000円(月額)
各種専門学校 (2年以上の修業)	-	32,000円(月額)
医療関係技術者養成学校 (看護師*)	-	600,000円(年額)

\*看護師資格を取得し、町内へ看護師として就職したときには、返済を免除される場合があります。

奨学金は、「能力があるにもかかわらず、経済的な理由から就学が困難な方」に必要な資金をお貸しすることで、教育の機会均等と健全な社会の発展に貢献することが目的です。  
内容をご確認いただき、ご利用ください。

# 学ぶキミたちを応援!! 令和2年度の奨学生を募集します

## 支給要件

- 次の要件をすべて満たす方に限ります。
- ① 町出身の学生、かつ保護者が町に住所を有すること。
  - ② 品行が正しく、学術に優れていること。
  - ③ 経済的な理由から、就学が困難と認められること。

## 申請手続

奨学金の貸与を希望する場合は、募集案内を確認の上、必要書類を整えて問合せ先へ提出してください。  
※募集案内は問合せ先で交付するほか、郵送による送付も可能です。  
※町ホームページからも関係書類などを入手できます。

## 申請期間

1月17日(金)～2月14日(金)

## 決定方法

内定後に面談を経て決定し、書面で本人に通知します。

## 問合せ

● 教育委員会 学校教育課  
(役場本庁3階)  
電話 0241(62)6300  
● 教育委員会 分室  
(伊南総合支所内)  
電話 0241(76)7718  
HP <http://www.minamiaizu.org/>



【奨励賞の表彰基準】

区分	大会規模		
	全国	東北	全県
スポーツ	8位以内入賞	3位以内入賞	優勝
芸術文化	5位以内入賞	3位以内入賞	最上位

※平成31年2月から令和2年1月までの成績

文化の向上や教育の振興発展に貢献し、その功績が顕著である方を表彰するため、該当者の内申を受け付けます。

【功労表彰・功績表彰】  
町教育関係機関、各種団体の委員など。(在職年数により表彰)

【奨励賞】  
左表のとおり。

## 対象者

- ・ 町民
- ・ 町内に在籍する団体の教育機関の職員

## 締切

1月31日(金)

## その他

- ・ 本年度の表彰に間に合わない場合は、来年度の表彰に内申してください。
- ・ 審査委員会を経て表彰者を選定し、追って表彰式の日程などを通知します。

## 問合せ

教育委員会 学校教育課  
(役場本庁3階)  
電話 0241(62)6300

## 税務署



# 田島税務署からのお知らせ 令和元年分 所得税等確定申告のご案内

申告書の作成は国税庁ホームページが便利です!

- 国税庁のホームページで、所得税や消費税の申告書などが作成できます。
- ◆作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタ、またはマイナンバーカード対応のスマートフォンを用意すれば、「e-Tax(電子申告)」で提出できます。
  - ◆事前に税務署で手続きすると、マイナンバーカードとICカードリーダライタなどをお持ちでない方でも、「e-Tax(電子申告)」を利用できます。
  - ◆印刷して郵送などで提出することもできます。

税金の納付は振替納税が便利です!

【令和元年分の納税期限】

種別	納税方法	納税期限
申告所得税及び復興特別所得税・贈与税	納付書払い	3月16日(月)
申告所得税及び復興特別所得税	振替納税	4月21日(火)
消費税及び地方消費税(個人事業者)	納付書払い	3月31日(火)
消費税及び地方消費税(個人事業者)	振替納税	4月23日(木)

(注) 贈与税は振替納税できません。

## 申告書作成会場のご案内

区分	内容	注意事項
開設場所	田島税務署 1階 会議室	
開設期間	2月17日(月)～3月16日(月)	◆土・日、祝日は除きます。 ◆譲渡所得、贈与税に関する相談は、木・金曜日に行います。 ◆開設期間前は会場を設置いたしませんので、 <b>開設期間中にお越しください。</b>
開設時間	午前9時～午後5時 (相談受付は午後4時まで)	◆混雑の状況によっては、早めに相談受付を終了する場合がありますので、ご了承ください。

## マイナンバーの記載等

確定申告書を提出するときは、毎回、「マイナンバー(12桁)の記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

- 本人確認書類の例
- 【例1】マイナンバーカード
  - 【例2】「通知カード」+「運転免許証」、「公的医療保険の被保険者証」など。

## 配偶者控除と配偶者特別控除が変わりました

～平成30年4月の確定申告から～

- ① 配偶者の合計所得金額のほか、申告される方ご本人の所得金額に応じて適用されます。
- ② 控除額が変更されました。

## 医療費控除は領収書の提出が不要に

領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。  
※医療費の領収書は、自宅で「5年間保存」する必要があります。  
※平成29年分から令和元年分までは、医療費の領収書の添付または掲示でも申告が可能です。

【問合せ】田島税務署 電話0241(62)1230

※自動音声によりご案内しています。相談内容に応じて該当の番号を選択してください。